

令和6年3月25日

福祉部福祉課

## 江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等 に関する条例

### 1 改正の理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い規定を整備するため、江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の全部を改正する。

### 2 改正の概要

指定居宅介護支援等の事業の従業者の員数や設備等の基準について、省令によることを定める改正を行う。

### 3 省令改正により改正される主な基準

#### （1）従業者の員数の緩和

介護支援専門員1人当たりの取扱件数を44以下とする。

#### （2）管理者の要件の緩和

管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても兼務できる。

#### （3）身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等を行ってはならないことを明文化するとともに、身体的拘束等を行う場合には記録することを義務付ける。

#### （4）モニタリングの要件の見直し

毎月行うモニタリングについて、2月に1回の居宅訪問等の要

件を満たした場合、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用を可能とする。

#### 4 施行日

令和6年4月1日

#### 5 条例案文

3ページのとおり

## 江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年3月江東区条例第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定居宅介護支援の事業の申請者の資格）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

2 前項に規定する法人の役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）は、江東区暴力団排除条例（平成24年3月江東区条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者であってはならない。

（指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準）

第4条 法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の規定により条例で定める基準は、省令第1条の2、第2章、第3章及び第5章の定めるところによる。

（基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準）

第5条 法第47条第1項第1号の条例で定める員数及び基準は、省令第30条の規定により読み替えて準用する省令第1条の2、第2章及び第3章（第26条第6項及び第7項を除く。）の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。